

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例(平成22年周南市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

別表第2 公共下水道事業の項中「認可を受けた区域」を「定めた事業計画の区域」に、同表漁業集落排水の項中「認可を受けた計画処理人口」を「定めた事業計画の計画処理人口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(参 考) 周南市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行		改正案
<p>(資本剰余金) 第7条 法第32条第3項の規定により、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てたるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿減価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができらる。</p>		<p>第7条 削除</p>
<p>別表第2(第4条関係)</p>		<p>別表第2(第4条関係)</p>
<p>計画処理区域等</p>		<p>計画処理区域等</p>
事業名	下水道事業	下水道事業
(略)	(略)	(略)
漁業集落排水事業	漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知)第5の3の(2)の規定により承認を受けた計画区域及び打上地区、下水道法第4条第1項の規定により認可を受けた計画処理人口、計画1日最大処理量	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画の区域、計画処理人口、計画1日最大処理量 漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年7月10日付け53水港第3598号農林水産事務次官依命通知)第5の3の(2)の規定により承認を受けた計画区域及び打上地区、下水道法第4条第1項の規定により定められた事業計画の計画処理人口、計画1日最大処理量